

研究・学術情報本部総合博物館規程

(平成25年島大規則第38号)

(平成25年3月14日制定)

[令和3年3月29日最終改正]

(趣旨)

第1条 この規程は、研究・学術情報本部規則（平成25年島大規則第34号。以下「本部規則」という。）第4条第2項の規定に基づき、島根大学研究・学術情報本部総合博物館（以下「総合博物館」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 総合博物館は、島根大学（以下「本学」という。）における標本資料類などを大学所有の有形知的財産として位置づけ、それらを収集、整理・保管及び調査研究をしたうえで、展示公開などによる教育、普及啓発、情報発信の促進及び地域貢献を行うことを目的とする。

(業務)

第3条 総合博物館は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 標本資料類などの収集、整理・保管及び調査研究に関すること。
- 二 博物館学及び標本資料類などに係る学生教育に関すること。
- 三 標本資料類などに係る普及啓発及び地域貢献に関すること。
- 四 本学構内の埋蔵文化財の取扱いに関すること。
- 五 その他総合博物館の目的を達成するために必要な業務

(組織)

第4条 総合博物館に、次の各号に掲げる職員を置く。

- 一 館長
- 二 副館長
- 三 本部規則第7条第1項の規定に基づき、総合博物館を担当する専任教員
- 四 その他必要な職員

2 総合博物館に、必要に応じて兼任研究員及び学外協力研究員を置くことができる。

3 兼任研究員及び学外協力研究員について必要な事項は、第7条に規定する総合博物館運営会議において定める。

(館長)

第5条 館長の選考は、島根大学研究・学術情報本部長の推薦に基づき、学長が行う。

2 館長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の館長の任期は、前任者の残任期間とする。

3 館長は、総合博物館の業務を掌理する。

(副館長)

第6条 副館長の選考は、島根大学研究・学術情報本部長の推薦に基づき、学長が行う。

2 副館長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の副館長の任期は、前任者の残任期間とする。

3 副館長は、館長を補佐し、総合博物館の業務を整理する。

(総合博物館運営会議)

第7条 総合博物館の業務の円滑な企画及び実施を図るとともに、総合博物館の運営に関する事項を審議するため総合博物館運営会議を置く。

2 総合博物館運営会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 第3条に規定する業務に関する事。
- 二 管理委員会から付託された教員の配置計画に関する事。
- 三 総合博物館の予算及び決算に関する事。
- 四 専門委員会等の設置に関する事。
- 五 その他島根大学研究・学術情報本部長から付託された事。

3 総合博物館運営会議は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- 一 館長
- 二 副館長
- 三 本部規則第7条第1項の規定に基づき、総合博物館を担当する専任教員
- 四 附属図書館長
- 五 その他館長の申出に基づき、島根大学研究・学術情報本部長が必要と認めた者

4 総合博物館運営会議は、館長が招集し、議長は館長をもって充てる。

5 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

6 総合博物館運営会議は、委員の過半数の出席により成立する。

7 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

8 総合博物館運営会議が必要と認めたときは、総合博物館運営会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(専門委員会等)

第8条 総合博物館の専門的課題に対応するため、必要に応じて専門委員会等を置くことができる。

2 専門委員会等に関し必要な事項は、総合博物館運営会議において定める。

(事務)

第9条 総合博物館の事務は、総務部情報推進課において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、総合博物館に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

2 次に掲げる規則は、廃止する。

- 一 島根大学ミュージアム規則(平成18年島大規則第9号)
- 二 島根大学ミュージアム管理運営委員会規則(平成18年島大規則第10号)

3 学長は、第5条第1項の規定にかかわらず、この規則施行の日において、この規則施行の日の前日に機構化される前の館長であった者を館長として任命するものとする。

4 この規則の施行後最初に任命される館長の任期は、第5条第2項の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

5 学長は、第6条第1項の規定にかかわらず、この規則施行の日において、この規則施行の日の前日に島根大学ミュージアム副館長であった者を副館長として任命するものとする。

附 則（平成28年3月15日一部改正）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月21日一部改正）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月20日一部改正）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年5月14日一部改正）

1 この規則は、平成30年6月1日から施行する。

2 学長は、第5条第1項の規定にかかわらず、この規則施行の日において、この規則施行の日の前日に島根大学ミュージアム館長であった者を館長として任命するものとし、第5条第2項の規定にかかわらず、任期は平成31年3月31日までとする。

3 学長は、第6条第1項の規定にかかわらず、この規則施行の日において、この規則施行の日の前日に島根大学ミュージアム副館長であった者を副館長として任命するものとし、第6条第2項の規定にかかわらず、任期は平成31年3月31日までとする。

附 則（平成31年3月22日一部改正）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月24日一部改正）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年12月28日一部改正）

この規則は、令和3年1月1日から施行する。

附 則（令和3年3月29日一部改正）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。